

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年1月26日

徳島県知事 殿

徳島県三好郡東みよし町加茂 3360  
東みよし町商工会 会長 増田 和広

徳島県三好郡東みよし町加茂 3360  
東みよし町長 松浦 敬治

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：塩田 計英

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 東みよし町の概要

1) 地 勢

東みよし町は徳島県の北西部で四国のほぼ中央部に位置し、北は香川県、東はつるぎ町、西・南は三好市と接している。本町は、西から東へと流れる吉野川を挟み三三大橋でつながり、北に阿讃山脈、南に四国山地と急峻な山々に囲まれている。これらの山々を水源とする黒川原谷川・小川谷川等が南流し、加茂谷川・山口谷川が北流し、吉野川に合流して豊かな水と緑に恵まれた地域となっている。

また、吉野川に沿って広がる肥沃な平野部の中心を、旧三加茂町側に国道192号線、JR徳島線、旧三好町側に徳島自動車道、県道鳴門池田線がほぼ平行に走り、その周辺部を中心に街並みが形成されている。

2) 地 質

本県は、東西に伸びる帯状の地体構造を呈し、北方から中央構造線～御荷鉾構造線～仏像構造線の大断層によって、和泉層群・三波川帯・秩父帯・四万十層群の地層に区分される。

本町は、吉野川北岸を河川に沿って中央構造線があり、それを挟んで旧三好町が和泉層群、旧三加茂町が三波川帯に属している。和泉層群は阿讃山脈に沿って東西に延びており、この南縁には南西日本南帯と外帯を境する中央構造線が走っており、吉野川北岸に沿ってその露頭がみられる。和泉層群は厚い砂岩、砂岩泥岩、泥岩層よりなっている。

三波川帯は四国山地北斜面に当たり、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩で、主に緑色片岩・石英片岩・黒色片岩・砂質片岩・礫質片岩よりなる。また、三波川帯には地すべり地が多く、特に無点紋結晶片岩を構成する地帯や御荷鉾構造線に沿う地帯には、地すべり地が密集している。

北岸の阿讃山脈南端の急崖の麓には、隆起した洪積扇状地、河岸段丘が発達している。また、南岸では、中央構造線に平行またはそれと収斂する数多くの断層が比較的少なく段丘や扇状地の変位は北岸に比べて著しく少ない。

3) 活断層

県西部地域で内陸型地震が発生した場合、本町に大きな影響を与えると思われる断層は、吉野川沿岸の中央構造線活断層系沿いのものである。それらの活断層のうち多くは吉野川北岸を東西に横切っているが、南岸にはほとんど存在していない。

中央構造線は、我が国を900kmにわたり縦走する第一級の大断層で、四国では徳島市から吉野川に沿って三好市に至り、更に川之江・西条・砥部を経て、九州に伸びている。地質的には、和泉層群と三波川結晶片岩類とを画するもので、規模の大きい破碎帯が形成され、特に和泉層群の破碎化が著しく進んでいる。

4) 気 象

徳島県は大きく2つの気候区に大別され、北部（特に西部）は瀬戸内気候に属し、南部は太平洋気候に属している。本町は、県の北西部に位置することから瀬戸内気候に属している。

徳島県内の年平均降水量の分布で、最も降水量が多いのは、南部地方で約3000～3500mm、福原旭（ふくはらあさひ）観測所および木頭（きとう）観測所で約3000mm、宍喰（ししく）

い) 観測所で約 3200mm となっている。一方、最も少ないのは剣山 (つるぎさん) の北側の穴吹 (あなぶき) 観測所で約 1300mm、池田 (いけだ) 観測所で約 1400mm となっている。剣山系を境として、県北部の降水量は県南部の降水量の 2 分の 1 以下となり、雨の多い年には剣山系南側では、4000~5000mm に達することもあり、また、干ばつの年には剣山系北側では、800~900mm のこともある。

徳島県内各地の年平均気温は、県東部の海岸地方では約 16℃で、県西部の山沿い地方に向かうに従い、次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたる剣山周辺 (剣山山頂は除く) の山麓地方の年平均気温は約 12℃で、海岸地方と比べ 4℃の差がある。月平均気温の差は、夏は小さく、冬は大きくなり、ときには 7℃の差に達することもある。

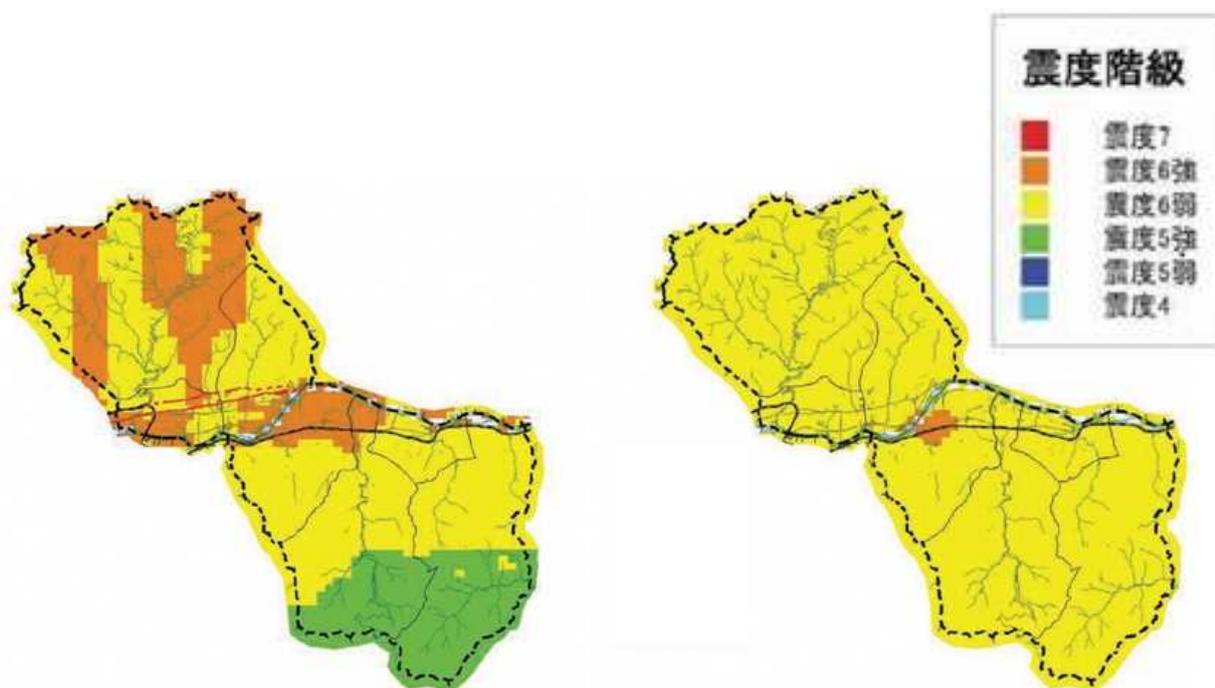
## (2) 東みよし町の災害リスクとその備え

本町に大きな被害をもたらす災害としては、「南海トラフ巨大地震」と「中央構造線・活断層地震」が想定される。

特に、「中央構造線・活断層地震」の発生においては、徳島県の被害想定によると、「南海トラフ巨大地震」の約 1.8 倍の甚大な被害が想定されている。

また、風水害をみると、平成 16 年の台風 23 号の接近により、中小河川の内水及び吉野川外水の氾濫により、床上浸水 27 戸、床下浸水 63 戸の浸水被害が発生した。

これまでの風水害や地震災害等の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に努めるものとする。



中央構造線・活断層地震における震度予測

南海トラフ巨大地震による震度予測

(3) 被害状況想定表

| 区分         | 被害状況          |   |  | 出典   |
|------------|---------------|---|--|------|
|            | 項目            | 南海トラフ巨大地震   | 中央構造線・活断層地震  |      |
| 揺れ         | 震度            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で震度6強及び6弱</li> <li>・三加茂庁舎及び三好庁舎は震度6強</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で震度6強及び6弱、山間部で5強</li> <li>・三加茂庁舎及び三好庁舎は震度6弱</li> </ul> | 県の想定 |
| 人的被害       | 死者            | 10人   | 30人  | 県の想定 |
|            | 負傷者           | 200人  | 340人   |      |
| 避難状況       | 避難所生活者(1週間後)  | 1,300人  | 1,500人   | 県の想定 |
|            | 避難所外生活者(1週間後) | 1,300人  | 1,500人   |      |
| 建物被害<br>火災 | 揺れによる全壊       | 180棟  | 520棟   | 県の想定 |
|            | 液状化による全壊      | 若干数   | 若干数  |      |
|            | 急傾斜地全壊        | 10棟   | 10棟  |      |
|            | 火災建物(冬18時)    | 若干数   | 若干数  |      |
|            | 揺れによる半壊       | 1,000棟  | 1,500棟   |      |
|            | 液状化による半壊      | 240棟  | 10棟  |      |
|            | 急傾斜地半壊        | 20棟   | 20棟  |      |

|          |   |       |        |                |      |
|----------|---|-------|--------|----------------|------|
| ライフライン被害 | 上水道(1日後)  | 断水率   | 70%    | 60%            | 県の想定 |
|          |   | 断水人口  | 9,700人 | 8,300人         |      |
|          | 電力(1日後)   | 停電率   | 33%    | 53%            |      |
|          |   | 停電軒数  | 2,600軒 | 4,200軒         |      |
|          | 固定電話(1日後)   | 不通率   | 33%    | 53%            |      |
|          |   | 不通回線数 | 470回線  | 770回線          |      |
| 交通機能支障   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内全域に通行支障が発生する。(自動車での参集はできない。)</li> <li>・山間部の道路が通行困難となり、孤立集落が発生する。(当該地域に居住する職員の参集は、当面困難となる。)</li> </ul> |       |        | 県の想定を参考に町独自に想定 |      |

(4) 感染症の被害

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返して

いる。新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本町においても多くの町民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある。また、事業者等への影響は、既述の自然災害と違い、建物や設備等の物損はないものの、人の動きや接触といった活動が鈍くなる。結果的には、事業の縮小、一時休止するなどあらゆる経済活動を停滞させるものであり、これらが長期間続けば、事業継続はもとより、転廃業のリスクも高くなってしまう可能性がある。

(5) 商工業者の状況

- 1) 商工業者数 633 者
- 2) 小規模事業者数 512 者

商工業者の状況

| 業 種     | 商工業者数 | 備 考       |
|---------|-------|-----------|
| 建設業     | 89    | 東みよし町内に点在 |
| 製造業     | 58    | 〃         |
| 卸売業     | 21    | 〃         |
| 小売業     | 159   | 〃         |
| 飲食店・宿泊業 | 80    | 〃         |
| サービス業   | 168   | 〃         |
| その他     | 58    | 〃         |
| 合 計     | 633   |           |

(令和3年度徳島県商工会連合会実態調査より)

(6) これまでの取り組み

1) 本町の取り組み

・防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限に止めることを目的として、防災施設の整備及び機能拡充、町民や企業への防災意識の啓発、教育・訓練及びその指導、要配慮者の支援、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧、復興に関する計画などを策定している。

・防災訓練の実施

平常時から備え、心構えが求められていることから、災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織、消防団との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施している。

・自主防災組織の育成、防災備品の備蓄

地震等の大規模災害に際して、消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、自主防災組織づくりを進めるとともに育成強化を図っている。

また、食料・飲料水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要であるため、自ら備蓄することの必要性を町民に周知している。一方で、町民の発災初期の避難生活が円滑に進められるよう避難所等において、飲料水や食料、生活必需品等の応急備蓄の確保に努めている。

- ・東みよし町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定  
 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ対策等を迅速かつ的確に実施することにより、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の健康被害及び社会・経済への影響を最小限に止めることを目的として計画を策定している。
- 2) 商工会の取り組み
- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知  
 巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業 BCPの策定促進に向けて」の小冊子配布や、防災、減災に関心のある事業者へ事業継続力強化計画作成支援のためのセミナー及び個別支援を行っている。
  - ・BCP策定および事業継続力強化計画策定支援に向けた専門家派遣  
 従来から、BCP策定指導を目的とした専門家派遣を実施し、BCP作成のきっかけ作りをしている。
  - ・地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動  
 毎年1回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促している。

## II 課題

商工会においては、被災、発災について漠然としか捉えていない認識があるため、災害リスクに対する準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網等の整備については、充分確立されていないのが現状である。

また、管内小規模事業者の危機意識の不足や、緊急時の対応を指揮するノウハウをもった職員がいないため、事業者BCP、事業継続力強化計画策定が進んでいない。更には、保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足している。今後、町との連携も含め、徳島県商工会連合会や他の県内商工会、関係団体などと、災害発災時の協力体制の構築が必要である。

## III 目標

東みよし町地域防災計画に基づき、近々に発生し得る大規模災害に備え、小規模事業者等に対する災害の迅速な対策について、町、商工会が連携し、それぞれの役割を決め取り組むこととし、管内小規模事業者に対して、大規模災害の発生後、一日もはやい経済活動を開始することを目標として、次の取り組みを行う。

- 1) BCP、事業継続力強化計画策定支援の実施
- ・地域内小規模事業者に対して災害のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知することで、緊急時に事業の継続・早期復旧を図るよう計画策定の推進をする。

(5年間の計画策定目標)

|            | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業継続力強化計画  | 6件    | 6件    | 6件    | 6件    | 6件    |
| BCP（入門コース） | 1件    | 1件    | 1件    | 1件    | 1件    |

- 2) 被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立
- ・発災時における連絡体制を円滑に実施するため、本町への被害情報報告ルートを構築する。
  - ・役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

3) 応急・復興支援を行うための連携体制の整備

- ・発災後一日も早い復興支援策、緊急窓口相談センターが設置できるよう、日本政策金融公庫、三好公共職業安定所、よろず支援拠点、徳島県商工会連合会等関係機関との連携を平時から密にし災害時に備える。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

### II 事業継続力強化支援事業の内容

本商工会と本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### （1）事前対策

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員の巡回支援時、窓口支援時に、損保会社の冊子や防災ハンドブック等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明して情報提供する。
- ・損保会社と連携し、保険見直し相談を実施し自然災害に対するリスク管理の見直し、被災時に事業再開のための費用担保について説明する。
- ・会報、ホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、BCPに取り組んだ事例紹介などを行う。

##### 2) 本商工会の事業継続計画の作成

- ・東みよし町商工会BCPについては、令和4年度に作成済であるが、今後においても状況変化に合わせた修正を行っていく。

##### 3) 関係団体との連携

- ・協定を締結している損保会社との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介を行う。
- ・BCP、事業継続力強化計画等の作成支援について、とくしま産業振興機構と連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等についての説明、申請支援を連携して支援する。

##### 4) フォローアップ

- ・BCP（入門コース）作成事業者に対し、内容の定期見直し支援及び専門家を交えた事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、避難場所への経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施

#### （2）発災後の対策

災害の発生時には、人命確保が第一であることは言うまでもない。その上で以下の手順で区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後すみやかに家族の安否確認を行い、通信網が使用可能なら職員間の携帯電話等で安否確認を行い連絡する。また、可能な限り大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）の把握や業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの、役職員安否情報、被害状況は町と携帯等で情報共有する。安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員参集後、被災した災害の規模等を考慮して今後の対策について協議する。

◆本町と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復旧支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所の状況、ライフラインの状態を確認し、可能であれば応急対策実施の可否を確認する。

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と本町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策協議に応じた方針を決める。

(在宅時の豪雨のケース)

職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

(在宅時の大型地震のケース)

職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できてから通勤経路の確保、安全確認後に可能な者だけ出勤する。

- ・職員の多数が被災する等により応急対策が出来ない場合、町の協力体制により対策を決定する。
- ・商工会の職員参集後は、すみやかに被害状況を確認し情報共有する。出勤時、平時に被害発生の場合は、商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、町内巡回し被害状況を確認する。

(被害状況の目安は以下を想定)

|        |   |
|--------|---|
| 大規模被害  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的大きな被害が発生している。</li><li>・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li></ul> |
| 被害あり   | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的大きな被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>  |
| ほぼ被害なし | <ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>  |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と本町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 発災後～1 週間  | 1 日に 3 回連絡する |
| 1 週間～2 週間 | 1 日に 2 回連絡する |
| 2 週間～1 ヶ月 | 1 日に 1 回連絡する |
| 1 ヶ月以降    | 2 日に 1 回連絡する |

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

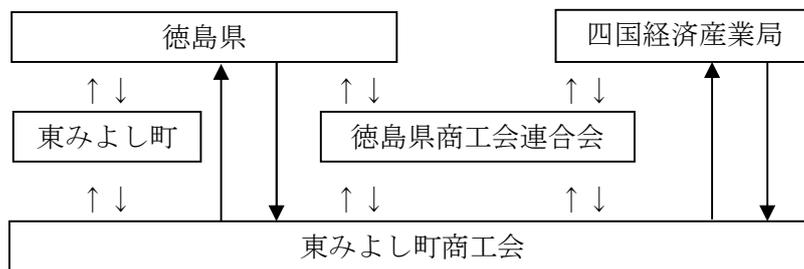
- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区の被害状況の報告を実施)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会と本町は被害状況確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会と本町が共有した情報を徳島県の指定する方法にて商工会又は本町より徳島県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制（安否確認）

(東みよし町商工会内部)



(東みよし町商工会外部)



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、本町、三好公共職業安定所、日本政策金融公庫と協議する。(国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された時において、三好公共職業安定所、日本政策金融公庫、損害保険会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、三好公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進

める。事業再開により従業員を確保したい事業者には求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。被災した事業者、従業員やそのご家族のため、徳島県商工会連合会及び損保会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きを行い、生活資金、事業資金面を支援する。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

| 段階 | 時期              | 被害調査の内容                              | 確認方法                                  |
|----|-----------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 1  | 発災直後～<br>2日程度   | 役職員安否確認、人的被害確認                       | 役職員連絡網で確認 役員連絡網にて各地区の被害状況報告確認         |
|    |                 | 大まかな被害確認（職員参集可否、及び居住地から勤務地経路 被害状況確認） |                                       |
| 2  | 安全確認後～<br>7日程度  | 直接被害の確認（非住居被害、商工関係被害）                | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り               |
|    |                 | 間接被害の大まかな確認（再開可否、商品原材料調達状況等）         |                                       |
| 3  | 発災4日後～<br>14日程度 | 経営課題の把握（事業再開、資金繰り、共済請求手続き等）          | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り。相談窓口設置後は窓口相談。 |
|    |                 | 間接被害の確認（売上減、経費増、風評被害等）               |                                       |

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・ よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣の商工会及び商工会議所と互いに協力しあっていく。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

III 感染症まん延による被害

1) 新型インフルエンザ等の感染症への対策

感染症の全国的なまん延は、事業者自らの生命及び健康に重大な被害を与えるおそれがあると同時に、事業者等の経済活動に大きな影響を与えるものであり、事業の縮小や一時休止などあらゆる経済活動を停滞させるものである。

そのため、感染症蔓延下での事業の在り方を具体的に検討・判断する必要がある。

- ・ 新型ウイルス感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、本町と商工会が共有

した情報は県の指定する方法において報告する。

- 新型コロナウイルス感染症は、安全対策を十分に行うとともに、事業者自らの感染に細心の注意をしつつ、感染下での事業の存続について状況判断を行う。
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 商工会の感染症対策としては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- 本商工会は、町で取りまとめた「東みよし町インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- また、域内感染者発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した 4 段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、国・県・町の指導に従い対応する。
- 商工会において、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

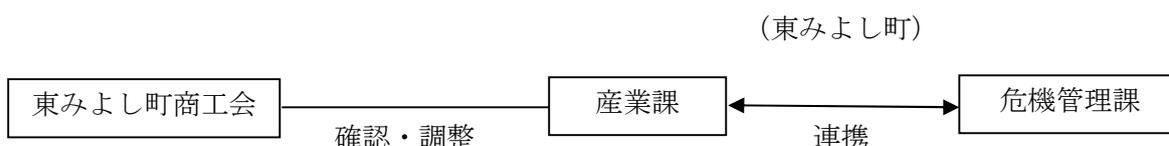
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

I 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



II 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

塩田 計英 住所 三好郡東みよし町加茂 3360  
TEL 0883-82-2177  
FAX 0883-82-4656  
E-mail tsci4300@tsci.or.jp

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援

III 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会/商工会議所

東みよし町商工会 住所 三好郡東みよし町加茂 3360  
TEL 0883-82-2177  
FAX 0883-82-4656  
E-mail tsci4300@tsci.or.jp

(2) 関係市町村

東みよし町 産業課 住所 三好郡東みよし町昼間 3673 番地 1  
東みよし町役場三好庁舎  
TEL 0883-79-5339  
FAX 0883-79-3111  
E-mail sangyou01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

危機管理課 住所 三好郡東みよし町加茂 3360  
TEL 0883-82-6315  
FAX 0883-76-1010  
E-mail kikikanri01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|         | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| ・ 専門家派遣 | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                |
|---------------------|
| 会費収入、国、県、町の補助金、事業収入 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|  |  |
|--|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
|  |  |
| 連携して実施する事業の内容                                  |  |
| ①<br>②<br>③<br>・<br>・<br>・                     |  |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |  |
| ①<br>②<br>③<br>・<br>・<br>・                     |  |
| 連携体制図等   |  |
| ①  |  |
| ②  |  |
| ③  |  |